

第3節 計画の基本フレーム

1. 基本理念

『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』

～ひと・モノ・まちが、やさしくつながる。資源を活かすまちへ～

本計画では、旧計画での取り組みを継承・深化させ、市民・事業者・行政が一体となって限りある資源の循環を強化し、持続可能な社会の実現を目指していきます。

その基本理念が、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』です。

※「Circular City (サーキュラーシティ)」とは、“ものや資源を大切に使い、無駄を減らしながら循環させるまち”を意味します。

これは、ごみ出しルールの厳守という既存の考え方を延長するだけではなく、子どもからお年寄りまで、自ら進んでごみの減量化・資源化に取り組み、「ひと・モノ・まち」がやさしさを持ってつながり、循環する（めぐる）ことで、資源を大切に未来へとつないでいくまちの姿を描いたビジョンです。

生産・流通・消費に関わる全ての主体が、ごみをできる限り減らすことに関わり、「分別して資源へと変えていく」という意識を一層高め、再使用・再生利用を促進し、市は、市民や事業者との連携を図りながら、再生可能な資源の活用等に関する情報提供を通じて、資源循環の取り組みを支援します。これまでの3R（リデュース・リユース・リサイクル）に加え、リニューアブル（再生の可能性）という視点も意識しながら、持続可能なまちづくりを進めていきます。



図 3-3-1 『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』のしくみ

この理念は、これまでの「循環型都市やまと」の考え方を発展させたものであり、国内外の動向も踏まえて、「循環が生み出す新しい価値」に目を向けたまちづくりの方向性を示すものです。

また、この考え方は、廃棄と消費を前提としたこれまでの経済のしくみを見直し、「資源を循環させながら経済を回す」サーキュラーエコノミー（Circular Economy：循環経済）の考え方にも通じています。

サーキュラーエコノミーとは、製品や資源を可能な限り長く使い続け、廃棄を抑えながら、再利用・再生を通じて持続可能な経済活動を実現する仕組みです。

この理念のもと、市民・事業者・行政が協働し、それぞれの立場からできる取り組みを積み重ねることで、環境にも人にもやさしい持続可能なまちづくりを進めていきます。

2. 基本方針

本計画では、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の理念のもと、これからの廃棄物行政の方向性として、次の3つの基本方針を定めました。

これらの方針は、ごみの発生抑制や資源の有効活用、地域全体で取り組む循環型社会の実現に向けた指針となるものです。市民、事業者、行政がそれぞれの立場でできることから取り組み、持続可能でやさしいまちづくりを目指します。

基本方針① 持続可能な資源循環の推進

- ・リデュース・リユース・リサイクルの3Rに加え、リニューアブル（再生可能な資源の活用）を進め、ごみの減量と資源循環型の社会を目指します。

基本方針② 脱炭素社会の実現

- ・再生可能エネルギーの活用や、ごみ処理施設の効率的な運用、整備に関する検討、ごみの発生抑制などに取り組み、温室効果ガスの削減と環境にやさしいまちづくりを進めます。

基本方針③ 環境負荷の少ない適正な廃棄物処理・処分の推進

- ・廃棄物の適正な処理と処分を徹底し、環境負荷を最小限に抑えるとともに、住民や事業者の適正処理への理解と協力を促します。

図 3-3-2 本計画における基本方針

〔基本方針１〕持続可能な資源循環の推進

ごみの排出量を削減するため、Reduce（リデュース：発生抑制）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の 3R を徹底するとともに、Renewable（リニューアブル：再生可能な資源の活用、再生可能な資源に替える取り組み）を加えた取り組みを推進していきます。また、ごみ減量をさらに推進し、地域住民、児童、学生、事業者への環境教育と啓発活動を継続し、豊かな未来と持続可能な資源循環による社会を目指します。

〔基本方針２〕脱炭素社会の実現

有機性廃棄物のバイオマスエネルギーへの変換に関する検討や、ごみ焼却による熱回収（ごみ発電）などの取り組みを進めるとともに、ごみ処理施設の効率的な運用や計画的な整備を通じて、温室効果ガスの排出削減とエネルギー効率の向上に取り組み、環境にやさしい社会の実現を目指します。

また、処理量の減量化のため、ごみの発生抑制や分別の促進にも継続して力を入れていきます。

加えて近年、プラスチックごみの増加やその環境影響への関心が高まる中、温室効果ガスの排出抑制の観点からも、脱炭素に資する取り組みが求められています。プラスチック類の資源化については、社会的な要請や制度動向も踏まえつつ、焼却施設への影響や技術的課題を考慮しながら、段階的に検討を進めていきます。

〔基本方針３〕環境負荷の少ない適正な廃棄物処理・処分の推進

廃棄物の処理・処分にあたっては、法令に基づいた適正な対応を徹底し、環境負荷の低減を図ります。

地域住民や事業者に対しては、分別の徹底や排出方法の周知を行い、適正処理への理解と協力を促進します。

また、収集運搬業務においては、回収ルート最適化等を進め、排出ガスの削減と効率化を図るとともに、広域処理の可能性や、将来的な CCUS 技術（Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage～二酸化炭素を回収し、再利用又は貯留する技術）の活用等についても情報収集を行い、持続可能な処理体制の構築を目指します。

3. 市民、事業者、行政の役割

『めぐる まち やまと〔Circular City YAMATO〕』の実現には、市民、事業者、行政の三者が、それぞれの立場でできることに取り組み、力を合わせていくことが大切です。

また、ごみを減らし、資源を無駄にせず活かしていくためには、日々の暮らしや仕事の中の小さな行動の積み重ねが重要です。

ひと・モノ・まちがやさしくつながり、循環を生み出す「やさしさの輪」を広げていくために、本計画では、それぞれの役割を次のように整理しています。

(1) 市民の役割

『身近なところから資源循環の主役になる』-はじまりは、わたしの暮らしから。-

市民は、『めぐる まち やまと〔Circular City YAMATO〕』の実現のための主役です。

ごみの発生抑制や排出に際しては、これまでの取り組みを維持するとともに、ごみの減量化と脱炭素化を推進するため、旧計画で掲げた 3R=Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)を基盤とした生活を継続することが大切です。

また、持続可能な社会の実現に向けて、新たに Renewable(リニューアブル:再生可能な資源の活用)を加え、“3R+Renewable”を意識したライフスタイルを浸透させていくことが求められます。

“3R+Renewable”とは、2022 年4月1日に施行されたプラスチックの資源循環を目的とした法律「プラスチック資源循環促進法」の基本原則として位置付けられ、この法律の重点戦略として、環境省が呼びかけている取り組みです。

市民が“環境にやさしい・ごみを発生させないライフスタイル”を身につけるために実践できる具体的な取り組みには、次のようなものがあります。

◎Reduce(リデュース):発生抑制(ごみを減らす、ごみをつくらない)

- ・過剰包装は断るなど、ごみとなるものを減らす。
- ・コンポスト等の活用により、ごみの自家処理を行う。
- ・生ごみの水切りを徹底する。
- ・環境にやさしいグリーン購入法適合商品又はエコマーク商品を購入する。
- ・使い捨てを減らす生活スタイルを選択する。(マイバッグ・詰め替えなど)
- ・ unnecessaryものの購入を抑制し、ものを可能な限り長期間使用する。
- ・ごみ減量やりサイクル、環境に意識を向け、「知る」こと。
- ・食べ残しを減らし、家庭内で食品を計画的に消費する習慣を身につける。

など

◎Reuse（リユース）：再使用（繰り返し使う）

- ・故障したものを修理して使用する。
- ・リサイクル品を購入する。
- ・レンタル品等を活用する。
- ・詰め替え製品やリターナブルびん入り製品を利用する。

など

◎Recycle（リサイクル）：再生利用（廃棄物を原材料やエネルギー源として再利用する。資源の分別を徹底する。）

- ・ごみ及び資源物の分別を徹底する。
- ・資源物を市のルールに従って出す。
- ・高齢者や障がいのある方への資源回収に関する支援（助け合い）

など

◎Renewable（リニューアブル）：再生可能な資源を活用する。

- ・再生可能素材の商品を選ぶ。
例：竹やコルク、バイオプラスチックなど、再生可能な資源を材料とする製品を購入する。
- ・リサイクル可能な包装材を使用した商品を選ぶ。
- ・リフィル（詰め替え）の利用を増やす。
- ・生ごみの再利用
例：コンポストで堆肥化、堆肥を庭や農作物に利用する。
- ・長く使える製品の購入
例：耐久性のある商品を選ぶ、使い捨てではないものに切り替える。
- ・地域のイベント等の再利用素材の物を作る活動に参加する。
例：自ら手作りする際、再利用可能な素材（例：古紙、木材など）を活用する。
- ・食品の廃棄削減
例：地産地消の取り組みを支援し、持続可能な農作物を購入する。
- ・プラスチック製品を購入する際に、バイオマスプラスチック製を選択する。

など

（２）事業者の役割

『ごみを出さない仕組みと、地域貢献の担い手になる』

-地域を支える、サステナブルな選択を。-

事業者は、『めぐる まち やまと〔Circular City YAMATO〕』の実現を支える重要なパートナーです。

事業活動において、ごみの発生抑制や資源の有効活用、脱炭素化を意識し、取り組むことは、地域社会への貢献であると同時に企業の持続可能性にも直結します。

旧計画で掲げた 3R に加え、再生可能な資源の活用（Renewable）も視野に入れた“3R+ Renewable”の考え方は、これからの地域と企業の持続可能性を支える重要な視点の一つです。

市民とともに循環をつなぐ担い手として、循環型のしくみを共に築いていく取り組みに参画し、持続可能なまちづくりに貢献していくことが期待されます。

事業者が持続可能な社会づくりに向けて実践できる具体的な取り組みには、次のようなものがあります。

◎Reduce（リデュース）：ごみの発生抑制

- ・商品の過剰包装を見直し、簡易包装・無包装を選択
- ・詰め替え・量り売りなど、使い捨てを減らす販売形態の導入
- ・ペーパーレス化（例：電子請求書、電子帳票）の推進
- ・食品ロス削減（例：販売期限前の値引き、適量販売、予約制）

など

◎Reuse（リユース）：再使用の促進

- ・店舗やオフィスでリユース食器・備品（例：マグカップ、トレイ）を活用
- ・不要な備品・什器・在庫などを他団体・事業者と再利用・譲渡
- ・修理・リユース可能な商品・サービス（例：古着、家具修理）の提供

など

◎Recycle（リサイクル）：資源の再生利用

- ・分別の徹底（例：紙・プラスチック・金属・ビン・缶）
- ・リサイクル可能な容器・資材の選定と使用
- ・回収スキームの構築（例：店頭でのリサイクル品回収）

など

◎Renewable（リニューアブル）：再生可能資源の活用

- ・バイオマスプラスチックや紙製品など、再生可能な資材の導入
- ・グリーン購入法に沿った環境配慮型製品の優先調達
- ・環境ラベル（例：エコマーク、グリーンマーク、FSC 認証）付き資材の使用

など

◎共創・地域連携の視点からの取り組み

- ・地域の清掃活動・リサイクル活動等への協力や協賛
- ・従業員・地域住民向けの環境学習や見学イベントの実施
- ・地元企業との連携によるリユース・リサイクルの取り組み
- ・自社の取り組みをホームページや SNS などで発信し、市民の意識向上に貢献

など

(3) 行政の役割

『循環の流れをつくり、未来へつなぐ担い手になる』

-市民と事業者をつなぎ、まち全体を動かす力に。-

『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現には、ごみの発生から再資源化・再利用に至るまで、地域全体で資源の流れをつなぐ取り組みが不可欠です。

市民が日々の暮らしの中でごみを減らし、分別を行い、事業者はごみを最小限にしたうえで適正に排出し、資源を有効活用する、その間を支える仕組みこそ、地域の循環の要となります。

本市は、こうした循環の流れを地域全体で確かなものにするため、計画的で安定的かつ適正なごみ処理体制の整備をはじめ、資源循環を促す制度・仕組みの構築に向けた検討、施策の実施、わかりやすい情報発信、市民・事業者との協働に主体的に取り組んでいきます。

本計画をもとに、『めぐる まち やまと [Circular City YAMATO]』の実現に向けて、行政としての役割を果たしつつ、持続可能な社会を築いていきます。



「リニューアブル」ってなに？～身近なところから始める“再生可能”な暮らし～

最近よく耳にする「リニューアブル (Renewable)」という言葉。

これは、「繰り返し使える」「自然に戻せる」などの“再生可能”なものを使って、環境への負担をできるだけ減らそうという考え方です。

たとえば、2022年に始まった「プラスチック資源循環促進法」でも、石油からできるプラスチックの代わりに、再生可能な資源を使うことが求められています。

私たちの暮らしの中でも、こんなところから取り入れられます。



- **再生可能エネルギーの活用**：木の端材や捨てられる食品からつくられる「バイオマスエネルギー」、生ごみや下水の汚れからガスを作って、電気や燃料にする「バイオガス」
- **環境にやさしい素材を選ぶ**：トウモロコシやサトウキビなど、植物からできた「バイオマスプラスチック」リサイクルできる紙製品や、間伐材などの木材を使った商品
- **ごみを減らし、資源を循環させる工夫**：食品のごみをたい肥に変えて土に戻す「コンポスト」
- **詰め替え容器や繰り返し使える容器を使う**：「リユース」や「リフィル」、量り売りを利用するなど

私たち一人ひとりの選択が、未来の地球を守る力になります。

できることから、少しずつ“リニューアブル”な暮らしを始めてみませんか？

第4節 数値目標

1. 家庭系ごみの発生・排出抑制の目標

ごみ排出量に係る指標を「総量」で設定すると、市民一人ひとりが努力してごみ排出量を減らしても、本市の人口が増える場合には「総量」は増加することがあります。

このため、ごみ排出量に係る指標は、「年度単位でのごみ総排出量」とするよりも、「1人1日当たりのごみ排出量」とするほうが理解しやすく、一人ひとりの努力の度合いを表しやすいことから「市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」とします。

旧計画期間では皆様のご協力により、目標以上のごみの減量化が進みました。本計画期間においても、着実にごみが減量するよう目指すことにより、家庭系ごみの発生・排出抑制の目標値を以下のとおり設定します。

〔家庭系ごみの発生・排出抑制の目標値〕
令和17年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量
359g／人・日

2. リサイクル率

「めぐる まち やまと〔Circular City YAMATO〕」を実現するためには、排出されたごみ及び資源物について可能な限り再使用又は再生利用を行うことが必要です。

令和6年度時点のリサイクル率は24.7%であり、今後も着実なりサイクル率の向上を目指すことにより、リサイクル率の目標値を以下のとおり設定します。

〔リサイクル率の目標値〕
令和17年度 25.7%

※リサイクル率（％）＝（資源化総量／ごみ総排出量）×100

資源化総量＝（資源分別回収量）＋（焼却灰資源化量）＋（その他のリサイクル量）

ごみ総排出量＝（家庭系ごみ）＋（事業系ごみ）＋（資源分別回収量）

（資源分別回収量は平成27年度～令和6年度の結果を基に今後の回収量を予測。）

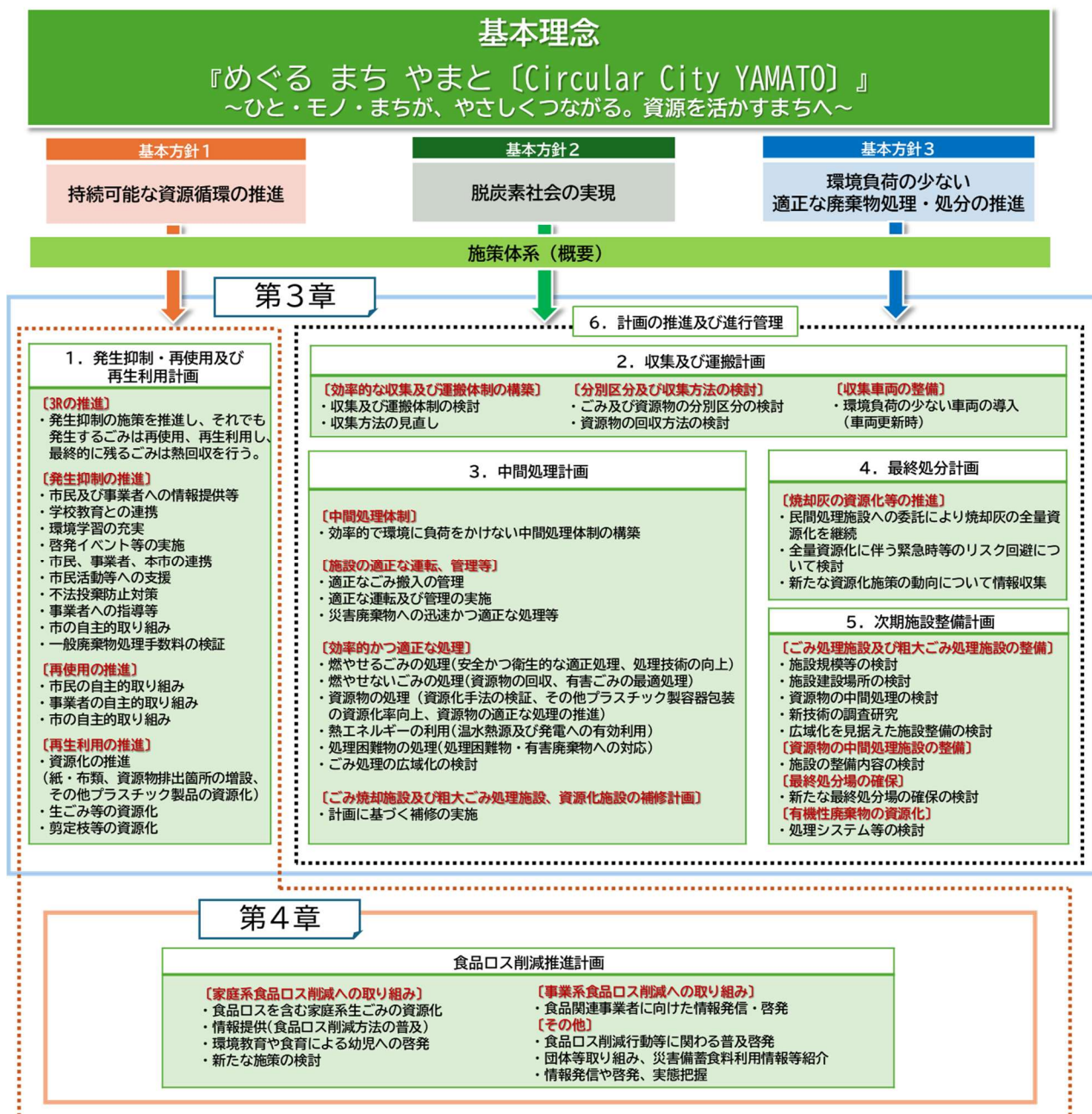
これら数値目標の達成のためには、引き続き今後も、市民の皆様のご協力と施策の継続的な実施が必要です。

第5節 目標の実現に向けた施策

これまでに示した目標の達成に向けては、『めぐる まち やまと〔Circular City YAMATO〕』の理念のもと、安心・安全なごみ処理体制の維持・強化を図りながら、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で協力し、効果的なごみの減量や資源循環の取り組みを推進していくことが求められます。

国や県の動向に加え、大和市のこれまでの廃棄物行政の取組状況や課題を踏まえ、本計画では、基本理念と3つの基本方針に基づく施策の枠組みを整理しました。

その全体像を、図3-5-1に示します。



第4章

食品ロス削減推進計画

【家庭系食品ロス削減への取り組み】
 ・食品ロスを含む家庭系生ごみの資源化
 ・情報提供（食品ロス削減方法の普及）
 ・環境教育や食育による幼児への啓発
 ・新たな施策の検討

【事業系食品ロス削減への取り組み】
 ・食品関連事業者に向けた情報発信・啓発
【その他】
 ・食品ロス削減行動等に関わる普及啓発
 ・団体等取り組み、災害備蓄食料利用情報等紹介
 ・情報発信や啓発、実態把握

図3-5-1 本計画における施策の枠組み

1. 発生抑制、再使用及び再生利用計画

ごみの発生・排出の抑制を効果的に推進していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を理解し、連携・協働のもとで主体的に取り組んでいくことが不可欠です。

大和市では、市民・事業者の行動を後押しするための情報提供や啓発活動を継続的に行うとともに、一人ひとりがごみの減量や資源循環に関わることができるよう、効果的な施策の展開を図っていきます。

(1) 発生抑制、再使用及び再生利用計画における目標

市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生・排出抑制、再使用及び再生利用に取り組むことにより、前節で示した目標を目指すこととします。

令和 17 年度（2035 年度）目標値

市民 1 人 1 日 当たり の ご み 排 出 量 359g/人・日

リサイクル率 25.7%

この目標の達成に向けては、これまでの取り組みを継続しながら、無理のない現実的な目標値を設定しています。

「発生抑制を最優先」としつつ、再使用や再生利用の機会を段階的かつ着実に拡充していきます。

さらに、住民や事業者の行動変容を促すために、ホームページやパンフレット、スマートフォンアプリ等を活用した情報発信を行うとともに、施設見学や環境教育の充実、地域での啓発活動を通じて、実践的な理解の促進を図ります。

あわせて、不法投棄対策や事業者への指導、処理手数料制度の見直しなど、制度面での取り組みも進めるとともに、行政自らも率先してごみ減量・資源循環の取り組みを実践していきます。

(2) 施策スケジュール

① 3R の推進

【凡例】

→ 継続

→ 新規

⇄ 検討

施策項目	施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
発生抑制の施策の推進	・発生抑制の施策を推進し、それでも発生するごみについては再使用、再生利用、最終的に残るごみは熱回収を行う。	→	→

② 発生抑制の推進

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
市民及び事業者への情報提供等	情報の提供	・ ホームページ等への掲載による情報提供を行う。		
	ごみの発生抑制の啓発	・ ホームページ等への掲載による情報提供を行う。		
	ごみ及び資源物の排出方法の周知及び指導	・ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」パンフレット及びカレンダー作成する。 ・ スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」やホームページに掲載。		
学校教育との連携	施設見学における環境学習の実施	・ 施設見学に訪れる小学生4年生に対し、ごみの減量化、資源化等の重要性に関する説明を行う。		
	副読本作成のための資料提供	・ ごみ減量化資源化を含む、学校での社会科教育に必要な資料作成に協力する。		
	「やまとみどりの学校プログラム」による学習の支援	・ 小・中学生の自発的な学習の支援など、学校教育と連携を図った環境教育を推進する。		
	環境ポスターによる啓発	・ 市内小学校の全学年の生徒を対象に、大和市環境美化ポスターコンクールを開催する。優秀な作品の表彰及び展示等により、環境意識の普及啓発を推進する。		
環境学習の充実	小学校低学年、未就学児を対象とした教育プログラムの実施	・ 紙芝居や分別ゲーム、寸劇、アニメーション等を活用するなど、ごみに特化した教育を幼稚園、保育所等、小学校と連携して繰り返し実施する。		
	出前講座等の実施	・ ごみやりサイクルに関する市民向けの出前講座、研修会や講演会等を開催する。		
	環境学習プログラムの整備	・ 子どもたちが自発的に身近な環境保全活動に取り組み、自然や人を感じる心を養い、環境問題を正しく認識できる知識を培い、仲間と協力し合いながら行動できる能力を身につけていく「やまとみどりの学校プログラム」を実施する。		
啓発イベント等の実施	イベント内容の充実等	・ 大和市環境フェア、大和市民まつり等において、ごみの発生抑制に関する啓発イベントを実施する。		
市民、事業者及び本市の連携	美化キャンペーンの実施	・ 「美化推進月間クリーンキャンペーン」や清掃イベントを実施する。		
	ごみ及び資源物の排出ルール徹底	・ 自治会、集合住宅の所有者又は管理者と連携しルールの徹底を図る。		
	「デコ活」の推進	・ 生ごみの発生抑制推進を図り、コンポスト等の補助や、ドギーバッグのPR等を実施する。 ・ 衣料のリユース・リペアや、食べ残し削減など、日常の生活や事業活動における、環境に配慮し脱炭素につながる日々の行動を推進する。 ※デコ活：国が進めている「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」		
市民活動等への支援	生ごみ処理容器等の購入補助	・ 家庭及び事業者による生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成（補助）を実施する。		
不法投棄防止対策	パトロールの実施等	・ 不法投棄防止用の啓発看板の無償配布を行う。 ・ 不法投棄が多い地点を中心とした、定期的な巡回パトロールを行う。		
	管理者責任の周知及び防止対策の指導	・ 不法投棄頻発箇所への監視カメラの設置を必要に応じて行う。		
	法的対応の検討	・ 不法投棄の罰則について、ホームページ等により周知する。		
事業者への指導等	事業者への指導	・ 事業者によるごみの搬入物検査を実施することで、資源が燃やせるごみへ混入することを防ぎ、ごみの減量化・資源化を推進する。 ・ 多量排出事業者に対して「減量化等計画書」の提出を依頼し、計画的にごみの減量化が図られるよう指導する。		
	事業者への協力の要請	・ 事業者に啓発リーフレット等を配布し減量化・資源化の啓発を行う。		
	事業系ごみの発生抑制策の検討	・ 事業系ごみの発生抑制や資源化ルートへの移行を促すための方策について検討する。		

第3章 ごみ処理基本計画

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
市の自主的 取り組み	やまとEMSの推進	・市役所本庁舎など市が使用、管理している施設において大和市役所環境マネジメントシステム「やまとEMS」を運用する。		
	発生抑制の徹底	・ unnecessaryな印刷及びコピーを控え、紙使用を削減するなど「やまとEMS」の運用の中で徹底する。		
一般廃棄物 処理手数料 の検証	適正な手数料の検証	・ 処理にかかる費用と手数料に乖離が生じる際は、処理手数料の見直しについて検討する。		

③ 再使用の推進

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
市民の自主的 取り組み	市民の取り組みの 促進	・ 市民の自主的な資源の再使用を促進するため、ホームページへの掲載等による情報提供を行う。 ・ 不要となった家具や家電、雑貨等の譲渡・売却できるサービスを市民が活用できるよう、民間システムを使用し展開する。		
事業者の 自主的取 り組み	事業者の取り組みの 促進	・ 大和市社会福祉協議会による、フードドライブ（市民、事業者による食品の寄付）等に関する支援を継続する。		
市の自主的 取り組み	再使用の徹底	・ やまとEMSにより事務用品などの再使用を徹底し、物品購入の際にはエコマーク商品、グリーン購入等を推進する。		

④ 再生利用の推進

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
資源化の 推進	紙及び布類の資源 化促進	・ 「家庭の資源とごみの分け方・出し方」、スマートフォン用「大和市ごみカレンダーアプリ」及びホームページにより更なる分別を周知する。		
	資源物の排出箇所 数の増設等	・ 小型家電回収ボックスの増設を必要に応じて実施する。		
	その他のプラス チック製品の資源 化	・ プラスチック資源循環法に基づいた再商品化を行う。		
生ごみ等 の資源化	生ごみ処理容器等 による資源化の促進	・ 家庭及び事業者での生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理容器等の購入費用に対し助成（補助）を継続する。		
		・ コンポスト等の購入費用助成による減量効果の測定等を実施し、効果について情報発信することで市民のニーズを掘り起こす。		
	学校給食の調理く ず、食べ残しの資 源化	・ 学校給食共同調理場及び単独調理校から発生する生ごみについて、下水道汚泥と併せて再資源化・有効利用を図るなど資源化を推進する。		
剪定枝等 の資源化	剪定枝等の資源化 への取り組み	・ 剪定枝を収集し、チップ等への資源化の推進を図る。		

コラム

「デコ活」って知っていますか？

近年、私たちの暮らしの中で「脱炭素」という言葉をよく耳にするようになりました。

「デコ活」とは、その「脱炭素」と「エコ（環境にやさしい行動）」を組み合わせた新しいライフスタイルの愛称で、環境省が令和5年にスタートした国民運動の一環です。

正式には「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」のことで、日々の暮らしの中で、地球にやさしい行動を楽しみながら取り入れていくことを目指しています。

たとえば…食品ロスを減らすために、

- 買いすぎや作りすぎに気をつける
- リユース・リサイクルを意識した
買い物をする
- 節電や節水を心がける
- マイバッグやマイボトルを持ち歩く
- 家電を省エネ型に買い替える

といった、すぐにでも始められる身近な行動がすべて「デコ活」なのです。

大和市でも、こうした“誰かにとって負担ではなく、みんなにとって気持ちのいい選択”が広がることを願い、ごみの減量や再資源化の取り組みの中に「デコ活」の視点を取り入れていきます。

日常の中でできる、ちょっとした「いいこと」。それが、未来の環境を守る力になります。

ぜひ、ご自身のライフスタイルの中で、「私のデコ活」を見つけてみてくださいね。



2. 収集及び運搬計画

収集・運搬は、ごみの適正処理と資源循環の起点となる重要な工程です。

大和市ではこれまで、効率的な収集ルートの設定や分別収集の推進を通じて、市民・事業者の協力のもと、安定的な体制の維持とともに、ごみの減量や3R（リデュース・リユース・リサイクル）の促進に取り組んできました。

一方で、今後はごみの排出量の変化やさらなる資源化の推進、広域的な処理体制の検討、災害時の対応強化など、多様な課題に対応していく必要があります。

加えて、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガス排出削減への対応など、社会的要請に応える収集・運搬体制の再構築が求められています。

本計画における「収集・運搬計画」では、これらの現状と課題を踏まえ、持続可能で柔軟性のある体制の確立に向けた施策の方向性を示します。

（1）収集及び運搬計画における目標

本計画では、これまでの収集・運搬体制を基本に据えつつ、さらなる効率化と質の向上を図るため、収集及び運搬体制の見直し、業務の委託範囲の拡大等も視野に入れた柔軟な運用を検討するとともに、資源物の収集方法についても、市民の利便性や効率性を踏まえた見直しを検討し、進めていきます。

また、今後の車両整備においては、環境負荷の低い車両の導入を推進し、持続可能な収集体制の構築を目指します。

（2）施策スケジュール

① 効率的な収集及び運搬体制の構築

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
収集及び運搬体制の検討	調査、研究及び見直しの実施	・資源の戸別回収の実施について調査・研究を実施するとともに、自治会連絡協議会との連携を図りながら収集体制の見直しについて検討を進める。		
	業務の委託範囲の拡大	・収集業務委託の拡大を検討し、必要に応じて実施する。		
収集方法の見直し	ごみ及び資源物の収集方法の検討	・資源の戸別回収について、市民の意向や他市の動向等を把握する。		
		・高齢者や障がいのある方など、ステーションへの排出が困難な市民への対応も含めた収集方法について検討を行う。		

① 分別区分及び収集方法の検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
ごみ及び資源物の分別区分の検討	資源品目の追加等の検討	・プラスチック資源循環法に基づき、本市にとって最適な分別区分、再商品化方法の検討を行う。		
	資源物の回収方法の検討	・ごみのより一層の減量化及び資源化の推進、市民及び自治会の負担軽減等を考慮し、資源物の戸別回収について検討を行う。		

第3章 ごみ処理基本計画

③ 収集車両の整備

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
整備の方向性	環境負荷の少ない車両の導入	・車両の更新に伴う低公害車への切り替えを進める。		

3. 中間処理計画

中間処理は、ごみの減量化・安定化・無害化を図ることで、最終処分量の削減や環境への負荷の軽減につなげる重要な工程です。

現在処理を行っている環境管理センターを中心に、ごみの焼却処理及び熱回収を通じて適正な処理とエネルギーの有効利用を進めており、資源については、資源選別所での処理を実施し、安定した運用を継続しています。

一方で、施設の老朽化が進む中、処理対象となる廃棄物の多様化や、災害廃棄物処理への対応力の強化、さらにはカーボンニュートラルの実現に向けたCO₂排出量の削減といった課題にも対応していく必要があります。

また、広域的な連携や新たな技術への対応も求められるなか、将来を見据えた持続可能な中間処理体制の構築が急務となっています。

「中間処理計画」では、現行の中間処理における現状と課題を踏まえ、将来に向けた中間処理の方向性と施策展開について示します。

(1) 中間処理計画における目標

本市では、ごみの安定的かつ適正な処理を継続するため、効率的で環境負荷の少ない中間処理体制の構築を目指します。

環境管理センターの機能を中心に、焼却処理の安定運用、資源物や有害物の適正分別・回収、熱回収や電力活用などのエネルギー利用を進めるとともに、災害時の対応力強化や広域処理体制の検討も進めます。

また、再使用や再資源化の推進、設備の維持・更新による長寿命化など、多角的な施策により、持続可能な中間処理の実現を図ります。

(2) 施策スケジュール

① 中間処理体制

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
処理体制	効率的で環境に負荷をかけない中間処理体制の構築	・環境管理センターに導入した容器包装プラ圧縮梱包設備での処理とともに、外部中間処理委託と併せ、市内から発生する容器包装プラの全量資源化処理を継続する。		

② 施設の適正な運転、管理等

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
施設の適正な運転管理等	適正なごみ搬入の管理	・大和市受入基準に則り、市外のごみなど基準外のものが入入されないよう管理を行う。		
	適正な運転及び管理の実施	・環境管理センターにおいて、適正な管理・運営を行い、安定したごみ処理を継続する。 ・大気汚染物質の発生抑制を徹底する。		
	災害廃棄物への迅速かつ適正な処理等	・災害時の速やかなごみ処理のため、県、近隣自治体との連携を強化し、災害廃棄物処理計画に基づき有事に備える。		

③ 効率的かつ適正な処理

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
燃やせるごみの処理	安全かつ衛生的な適正処理の推進	・燃やせるごみの安全かつ衛生的な適正処理（焼却）を維持、推進する。		
	処理技術の向上	・全国の市町村の処理施設更新事例等の収集及び研究を継続する。		
燃やせないごみの処理	資源物の回収	・燃やせないごみに含まれる資源物を、手選別及び機械選別により回収する。		
	有害ごみの最適処理の推進	・乾電池、蛍光灯、水銀体温計、電球等の有害ごみについて、破碎前の回収を継続する。 ・リチウムイオン電池等の充電式電池の分別回収を継続し、排出者による絶縁処理（義務化済）の実施を推進する。		
資源物の処理	資源化手法の検証	・本市に最も適した資源化を実施するため、資源化手法を検証する。		
	その他プラスチック製容器包装の資源化率向上	・環境管理センターに導入した容器包装プラ圧縮梱包設備での処理とともに、外部中間処理委託と併せ、市内から発生する容器包装プラの全量資源化処理を継続する。		
	プラスチック使用製品の資源化の検討	・プラスチック使用製品の再資源化を検討する。		
	資源物の適正な処理の推進	・品目ごとに本市の資源化施設及び民間資源化施設で必要に応じ再選別、圧縮・梱包し、一時保管後に再生処理業者に引き渡し、適正に処理を行う。		
熱エネルギーの利用	温水熱源及び発電への有効利用	・環境管理センターにおいて、ごみ焼却時に発生した熱エネルギーの回収・発電を行い、施設内及び余熱利用施設において電力及び温水熱源を有効活用する。 ・余剰電力は電気事業者に売却し、売電収入を確保する。		
処理困難物の処理	処理困難物・有害廃棄物への対応	・回収・適正処理ルートの確保を推進し、処分方法に関する適切な情報を市民向けに公開していく。		
広域処理	ごみ処理の広域化の検討	・神奈川県長期ごみ処理広域化・集約化計画（仮称）で位置付けられる新たな広域化・集約化について、積極的に協力していく。		

④ ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設、資源化施設の補修計画

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
維持補修計画	計画に基づく補修の実施	・大規模維持補修計画（長寿命化計画）に基づき、基幹的設備改良工事を含む更新補修や定期補修を実施する。		

4. 最終処分計画

最終処分は、分別・資源化・中間処理を経た後に、なお、処理困難な廃棄物を環境への影響を最小限に抑えながら埋立処理する、一般廃棄物処理の最終段階です。

本市から排出される焼却灰等は、県外最終処分場への埋立及び溶融スラグとして活用するなどの資源化にて処理しており、適正な管理のもとで安定した処分体制を維持しています。

焼却灰の処理は、資源循環型社会の形成や環境負荷の低減等のために全量資源化をめざしていることから、将来的な最終処分の手法等について検討を続けていく必要があります。

また、広域処理体制の見直しや災害廃棄物処理への備えなど、持続可能な埋立処分のあり方についても検討が求められています。

最終処分計画では、現行の最終処分状況を踏まえ、今後の施策の方向性について示します。

(1) 最終処分計画における目標

本市では、焼却灰等の全量資源化を基本としつつ、安定的かつ持続可能な最終処分体制の維持を図ります。

あわせて、緊急時等に備えたリスク管理や、新たな資源化手法の動向を注視しながら、将来にわたって環境負荷の少ない最終処分のあり方を継続的に検討していきます。

最終処分計画では、次世代への環境負荷の軽減を見据え、適正な処分と資源化の両立に向けた取り組みを実施していきます。

(2) 施策スケジュール

① 最終処分計画のめざすべき方向性

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
焼却灰の 資源化等 の推進	焼却灰の資源化等 の取り組み	・民間処理施設への委託により焼却灰の全量資源化を継続する。		
		・全量資源化に伴う緊急時等のリスク回避について検討する。		
		・新たな資源化施策の動向について情報収集を行う。		

5. 次期施設整備計画

ごみ処理施設は、廃棄物を適正かつ安定的に処理し、地域社会の衛生と環境を守る基盤として、極めて重要な役割を果たしています。

本市では、環境管理センターを中核とし、長年にわたりごみの中間処理、資源回収等を行ってきました。

しかし現在、施設の老朽化に伴う更新時期が近づいており、安全性や維持管理の面からも、次期施設の整備に向けた具体的な検討が求められています。

あわせて、カーボンニュートラルの実現や地域防災、災害廃棄物処理、デジタル技術の導入、省エネ・再エネ対応など、社会の要請を踏まえた施設のあり方が問われています。

次期施設整備計画では、これまでの運用実績や広域的連携の動向を踏まえつつ、次期ごみ処理施設の基本的な整備方針と方向性を示します。

(1) 次期施設整備計画における目標

次期施設整備計画では、将来のごみ処理需要や環境負荷の低減、資源循環の強化といった社会的要請に対応するため、適切な規模と機能を備えた施設の在り方を検討します。

最新の技術や他都市の先進事例を参考に、カーボンニュートラルや広域処理への対応を視野に入れながら、整備手法や立地、資源化施設の方向性などについて総合的に検討し、持続可能なごみ処理体制の構築を目指します。

(2) 施策スケジュール

① ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の整備

【凡例】  継続  新規  検討

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
施設整備 の考え方	施設規模等の検討	・次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設の規模、必要な設備等を検討するため、新たな機器、技術等の情報を収集する。		
		・ごみの量、組成割合の変化、環境への負荷等を考慮した処理システムを検証し、整備期間中の安定的なごみ処理の維持等の課題を整理するとともに、更新手法について検討を行う。		
	施設建設場所の検討	・現環境管理センターの敷地内での建設手法について検討を行う。		
	資源物の中間処理の検討	・次期ごみ処理施設及び粗大ごみ処理施設について、資源物の中間処理を含めて検討を行う。		
	新技術の調査研究	・令和20年付近に予定される環境管理センターの更新時におけるCCUS※等の導入可能性について調査研究を継続する。		
	広域化を見据えた施設整備の検討	・国の通知に基づき、近隣自治体を含めたごみ処理の広域化に関する検討を行う。		

※CCUS とは

「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、二酸化炭素回収・有効利用・貯留を指し、焼却施設等からの排ガス中の二酸化炭素を分離・回収し、有効利用、又は地下へ貯留する技術のことです。

第3章 ごみ処理基本計画

② 資源物の中間処理施設の整備

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
施設整備 の考え方	施設の整備内容の 検討	・資源回収対象品目、回収量等を勘案した資源化施設の整備計画を策定する。		
		・国の通知に基づき、近隣自治体を含めたごみ処理の広域化に関する検討を行う。		

③ 最終処分場の確保

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
施設整備 の考え方	新たな最終処分場の 確保の検討	・民間委託による焼却灰の資源化を実施し、市内での新たな最終処分場の確保については継続的な検討を行う。		

④ 有機性廃棄物の資源化

施策項目		施策内容	R8-R12 2026～2030	R13-R17 2031～2035
施設整備 の考え方	処理システム等の 検討	・有機性廃棄物処理施設の規模を検討するため、他市の有効な取り組み、事例等、有害廃棄物の資源化技術又は用途に関する情報を収集する。		

6. 計画の推進及び進行管理

(1) 計画の推進

① 推進体制

本計画の着実な推進には、行政による評価・改善にとどまらず、市民・事業者がそれぞれの立場から主体的に参画し、計画を「自分ごと」として捉えることが重要です。行政・市民・事業者が連携しながら、共に循環型社会の実現を目指します。

○大和市（行政）

市は、世代や地域の特性に応じた効果的な情報発信や啓発、支援策を展開するとともに、市民や事業者が取り組みやすい仕組みの検討・整備を進めます。

また、施策ごとの特性に応じて関係部局との連携を図り、横断的かつ総合的に施策を推進します。

○市民

市民は、市が提供する情報や取り組みの目的を理解し、自らできる行動を考え、積極的かつ自発的に施策への協力・参加を進めます。

○事業者

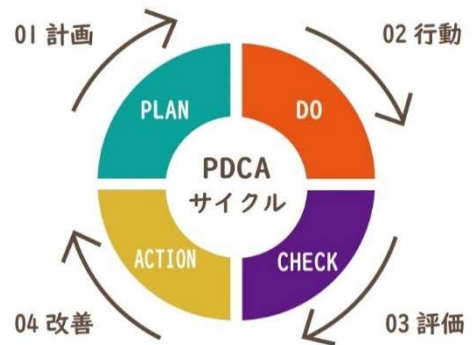
各事業者は、市が示す情報や方針を参考にしつつ、自社の業種や規模に応じたごみの発生抑制や資源の有効活用に取り組むとともに、従業員への教育・啓発を進めます。

また、事業活動の中で行政の施策との連携により、計画を円滑に推進します。

② 進行管理

本計画に掲げる各施策の実効性を確保するため、進行管理として定期的な進捗確認・評価と必要に応じた見直しを行い、次の取り組みに活かしていきます。

進行管理は「PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Action)」に基づいて行い、以下の2つの視点で推進します。



○小さなサイクル（各年度又は施策単位での運用）

- ・ 施策ごとの進捗状況や課題を把握し、目標に対する実施状況を評価します。
- ・ 評価結果をもとに課題を整理し、必要な改善を行うことで、着実な推進を図ります。

○大きなサイクル（中間見直し・計画改定時）

- ・ 計画の見直しや改定時には、全体としての目標達成度や施策の効果を総合的に評価します。
- ・ 成果や課題、未達成の要因等を分析し、次期計画への反映を図ることで、継続的な計画の進化と質の向上を目指します。